

1 届出が必要な行為及び規模

(1) 届出の対象となる行為

熊野川流域景観計画の区域（※）で、次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。また、景観法の規定により、届出書の受理（受付）から30日間（最大90日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手できない期間は、短縮できる場合があります。（届出の流れはp.11を参照）

※ 熊野川流域景観計画の区域：熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲（表紙を参照）

行為の区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※1）		すべての行為
しくは工作物の新設、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更 しくは移転、外観を変更することとなる修繕若	① 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの（※2）	すべての行為
	② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（※3）	
	③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）（※4）	
	④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）（※5）	
	⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの（※6）	
	⑥ 擁壁、さく、塀（※7）	
	⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設（※8）	
	⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの（※9）	
	⑨ 自動車車庫の用途に供するもの（※10）	
	⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの（※11）	
	⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
	⑫ 太陽光発電施設（土地若しくは水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）	
開発行為（※12）又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）		すべての行為
土石の採取又は鉱物の掘採		すべての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（※13）		すべての行為

(2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1) 届出の対象となる行為」に該当する場合であっても、届出の対象外となります。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	三重県景観規則第6条第2項第10号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第11号
仮設の建築物の建築等	三重県景観づくり条例第8条第3項第1号
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積(※14)が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第12号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第13号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
建築物及び工作物の外観を変更することとなる色彩の変更のうち、熊野川流域における景観形成基準の制限範囲内の色彩の変更	三重県景観規則第7条第2項第2号
存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	三重県景観づくり条例第8条第3項第2号

○法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	三重県景観規則第5条第1号
自然公園法第10条第1～第3項、第16条第1～第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項	三重県景観規則第5条第2号
砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可(一時的な利用に限る。)	三重県景観規則第5条第3号

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為(景観法第16条第7項第2号)

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(景観法施行令第8条第4号イ)

○建築物の存する敷地内で行う行為であり、道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、及び屋外における1.5m以下の土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(景観法施行令第8条第4号ロ(2)、(4))

○農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、高さが1.5m以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等、及び幅員が2m以下の用排水路、又は幅員が2m以下の農道若しくは林道の設置(景観法施行令第8条第4号ハ(2)、(3))

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為